

Ⅱ 生 活

1 礼儀（エチケット）

お互いに人格を尊重し、円滑な社会生活を営んで行くため、1人1人が守らなければならないエチケットを理解・体得し、よりよき現代人としてにじみでる品性を身につけよう。

- (1) 職員室等に入室する際はノックをし、許可を得る。

入室時は姿勢を正し、軽く礼をする。退室時も出入口で軽く礼をする。

- (2) 教師や目上の人に対応するときは姿勢を正し、正しい言葉づかいに心がける。
- (3) 外来者・教師・上下級生を問わず常に快く挨拶する。

2 校内生活

- (1) 始業時刻は8時20分。遅刻した生徒は、教頭先生から**入室許可証**をもらう。
- (2) 登校後は許可なく外出できない。やむを得ず外出する場合は学級担任に申し出て**外出許可証**をもらい、これを携帯する。帰校したら教頭先生より**入室許可証**をもらう。
- (3) 病気やけが等による早退は保健室の指示を仰ぎ、学級担任に申し出る。その他家庭事情等による早退は事前に保護者が学級担任に届け出る。いずれの場合も**早退許可証**をもらい、これを携帯し、帰着後直ちに学級担任に連

絡する。

- (4) 日課時限を守り、常に静かにし、放歌・粗暴な行為は
お互い注意する。
- (5) 授業は始業合図と同時に受けられるようにする。授業
に遅刻した生徒は、教頭先生から**授業遅参届**をもらう。
- (6) 学用品以外の学習に不要な物品（雑誌・化粧品・菓子
類・カード・ゲーム機・iPod等の音楽プレイヤー）は、
学校に持ち込まない。
- (7) 所持品にはすべて記名し、常に整理整頓する。特に貴
重品の自己管理に心がけ、紛失や拾得したときは学級担
任に届け出る。
- (8) 積極的に環境の美化に努める。
- (9) 学校の備品等公共物は大切に使う。万一破損や紛失し
た場合は、速やかに学級担任や関係教職員に届け出る。
- (10) 生徒間で金銭や物品の貸借をしない。

3 校外生活

- (1) 家庭では常に規則正しい生活に心がけ、家人に感謝の
気持ちをもって生活する。
- (2) 外出の時は必ず保護者に告げ、帰宅時間を厳守する。
4月～10月は21時、11月～3月は20時まで。
- (3) 生徒として好ましくない所への出入りはしない。
- (4) アルバイトは原則として許可しない。ただし、特別な

理由がある場合は学級担任に相談し、生徒指導部で審議する。

(詳細はP20 **アルバイト許可条件**参照)

4 通学 (登下校)

- (1) 交通法規及び校則を守り、交通事故防止に努める。
- (2) 列車やバス等の公共交通機関を利用する者は常に良識ある行動をし、他人に迷惑をかけない。
- (3) 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」を提出し、学校指定のステッカーを購入する。

(詳細はP16 **自転車通学許可**参照)

- (4) 自転車運転のマナーアップ (ノーヘルメット・傘差し運転・無灯火・右側通行・並進・二人乗り・スピードの出しすぎやヘッドホンを装着しての運転、携帯電話を使用しながらの運転は禁止) に努める。また、道路点字ブロックをふさぐような駐輪はしない。
- (5) 自転車事故に遭った時は、直ちに事故の状況を保護者・学校に連絡すること。(相手の名前と連絡先を必ず確認すること) また、小さな事故でも警察に通報し、実況見分を行ってもらうこと。
- (6) 原動機付自転車での通学は原則として認めない。ただし、特別な理由がある場合は学級担任に相談し、生徒指導部で審議する。

(詳細はP17 **原動機付自転車(原付)免許取得・使用許可条件**参照)

- (7) 通学用シューズは運動靴又は革靴とし、サンダル式・ヒールの高いものは禁止する。黒又は白色を原則として、派手な色やデザインのもものは禁止する。
- (8) 雨天時にはレインコート、雨靴を使用してよい。自転車通学生はレインコートを使用しなければならない。
- (9) 通学カバンは華美でないものとする。

5 服装全般(男女共通)

服装は本校生徒としての品位と誇りを示すものであることを自覚して、清潔を旨とし、正しく着こなす。

- (1) 通学には本校指定の制服を着用する。制服を勝手に仕立て直して変形してはいけない。
- (2) ベスト・セーターは指定のものとする。
- (3) 防寒着として通学時には、単色のアウター(柄物は不可)と部活用のジャンパーとする。
- (4) 防寒着、マフラー、ネックウォーマー及び手袋等は登下校時(昇降口まで)のみ着用する。ニット帽の登下校の着用は認めない。
- (5) ソックスの色は白・黒・紺色・グレーとする。ラインは認めない。ワンポイント程度は認める。
- (6) 上記及び下記**6 男子の制服、7 女子の制服**以外の

異装は禁止する。

- (7) マニキュアや口紅等の化粧及びピアス等の装飾品は一切禁止する。

6 男子の制服

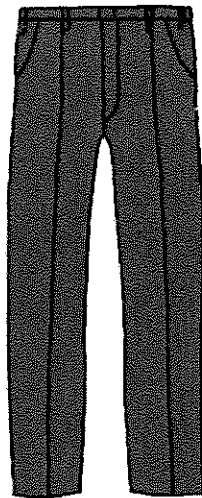
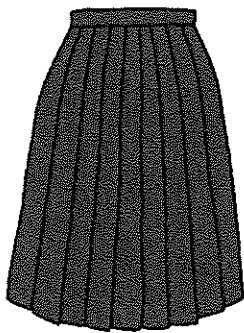
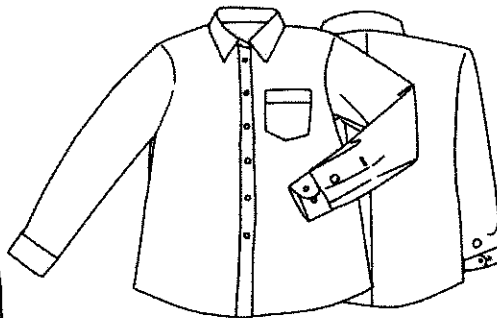
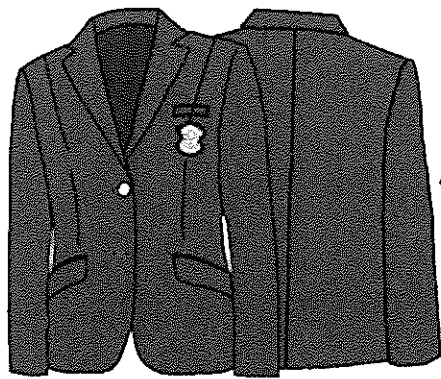
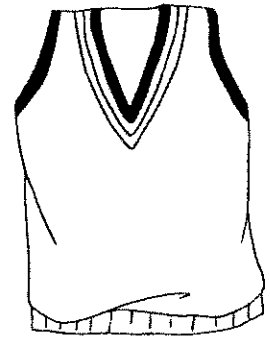
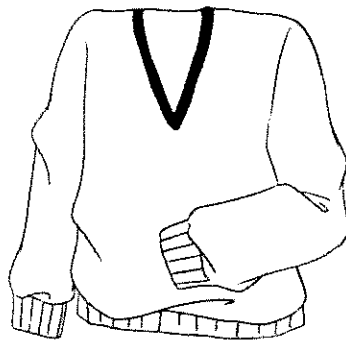
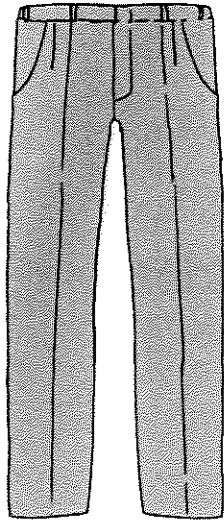
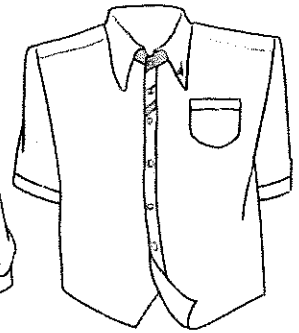
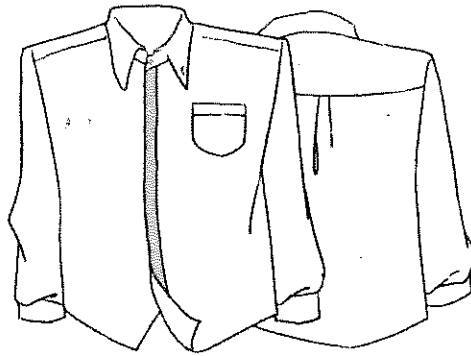
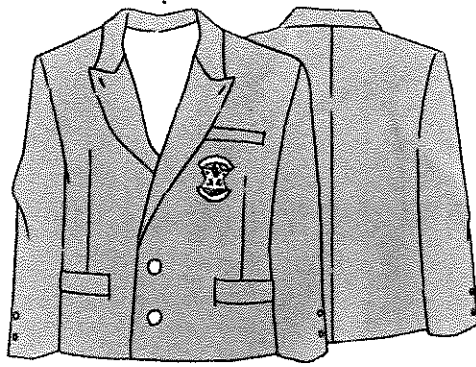
- (1) 冬服（ブレザー、ズボン（スラックス）、カッターシャツ、ネクタイ）は指定のものとする。
- (2) 夏服の上着（略装）は指定の半袖開襟シャツとする。
- (3) ブレザー、ネクタイは儀式（入学式・卒業式・始業式・終業式等）や特別な行事等には必ず着用する。

7 女子の制服

- (1) 冬服（ブレザー、スカート・ズボン（スラックス）、カッターシャツ、ネクタイ・リボン）は指定のものとする。スカートまたはズボン（スラックス）の選択、及びリボンまたはネクタイを選択する。
- (2) ブレザー、ネクタイまたはリボンは儀式（入学式・卒業式・始業式・終業式等）や特別な行事等には必ず着用する。
- (3) スカートの丈は、膝頭がかくれる程度とする。
- (4) ストッキングは、黒色またはベージュとする。

※男女ともにインナーは、華美な色や、派手なデザインのも

のは禁止する。(色は、白・黒・紺・グレー・ベージュの
5色に限定) ハイネックは禁止。



8 頭髪

高校生らしい清潔な髪型にする。

パーマ、エクステ、アイパー、コテ等で変形したり、染色したりしない。

(1) 男子

- ① 髪が襟や耳にかからない。
- ② ビンやモミアゲは耳たぶよりも長くしない。
- ③ 前髪はたらさない。(目にかからない。)
- ④ 左右アンバランスな髪型、ツーブロックは禁止とする。

(2) 女子

- ① 長い髪はくくる。前髪は目にかからない。
- ② リボン(シュシュ)の色は黒・茶・紺・白とし、デザインは派手でないこと。

9 頭髪服装検査

- (1) 原則として1ヶ月半に1回程度頭髪服装検査を行う。
- (2) 違反者は指定された期日までに学年主任及び学年全体の先生方の再検査を受ける。
- (3) (2)で改善されない者は期日までに生徒指導部の指導を受ける。

10 交友関係

- (1) 真の友情は青年期に多く生まれるものである。相互に理解・啓発し、励ましあう友人を得ることは将来のためおおいに役立つものである。しかし、よい友を得るためには自らがよき知性の持ち主でなければならない。
- (2) 男女交際は慎重を期し、保護者にも話せる明朗・清純なものであるようお互いが心がける。
- (3) 友人宅での外泊は禁止する。

11 施設設備の使用・保全

- (1) 学校の施設・設備・備品等を使用するときは、損傷しないように注意する。特に学校の物品を持ち出す（借りる）ときは関係教職員の許可を受ける。
- (2) 校内に掲示や展示等を行うときは、事前に許可を受ける。
- (3) 放課後や休日等に校舎を使用するときは、事前に許可を受ける。

12 諸届及び許可、各種証明書の交付

以下は学級担任等を通じて所定の用紙で事前に届け出て許可を受ける。

- ① 携帯電話校内持込許可願
- ② 自転車通学

- ③ アルバイト（通年・長期休暇中）
- ④ 諸活動参加等
- ⑤ 原動機付自転車運転免許取得
- ⑥ 自動車学校入校

また、以下の証明書等が必要な場合は、学校所定の申込書を事務室に提出して交付を受ける。

- ① 在学証明書
- ② 成績証明書
- ③ 単位取得証明書
- ④ 卒業（見込み）証明書
- ⑤ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）

13 自転車通学許可

希望者（学校から自宅までの距離は関係ない）は自転車通学を許可する。ただし、本校所定のステッカー（許可証）を購入し、これを自転車の所定の場所に貼り付ける。自転車の買い替え等の場合も同様とする。

許可を受ける手続き

- (1) 「自転車通学許可願」を学級担任に提出し、ステッカー（許可証）の発行を受ける。
- (2) ステッカーは、自転車後輪の泥除け（後方から見えやすい位置）に貼り付ける。

使用上の注意

- (1) 盗難防止のために自転車販売店で必ず防犯登録を行う。
- (2) 校内外では所定の場所に駐輪する。駐輪中は確実に施

錠（2箇所）する。

- (3) 交通安全上不適切なもの（極端な加工、変形ハンドル等）および学校が行う車体検査に合格しない自転車は許可しない。また、車両の整備（特にブレーキ・前照灯・反射灯等）をこまめに行う。
- (4) 雨天時はレインコートを着用し、傘差し運転はしない。
- (5) 2人乗り、並進、無灯火、暴走運転等をしない。また、交通安全上のルールやマナーを守り、学校の指示に従う。
- (6) ヘルメットを必ず着用すること。（ヘルメットベルトは顎ベルトで固定すること）
- (7) ヘルメットは盗難防止のために自己管理をすること。
- (8) 自転車損害賠償責任保険等に必ず加入すること。

14 原動機付自転車（原付）免許取得・使用許可条件

原則として単車の運転免許は取得できない。ただし、下記の条件に適する者が希望すれば許可される。

- (1) 通学に使用する場合
 - ① 自宅から最寄の駅又はバス停までの道程が5 km以上であること。ただし途中坂道が多い場合は4 km以上とする。
 - ② その他、特に交通不便な場合。
- (2) 経済的な理由等により、長期間の家事手伝いまたはアルバイトを行わなければならない、それに伴って必要とさ

れる場合。

- (3) 自動二輪免許取得は禁止とする。

許可を受ける手続き

- (1) 事前に保護者や学級担任とよく相談し、「原動機付自転車運転免許受験許可願」を学級担任に提出し、「受験許可証」の発行を受ける。
- (2) 許可を受けた後に受験する。ただし、受験は原則として長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）とする。
- (3) 合格したら直ちに「運転免許証交付届」と「誓約書」を学級担任に提出し、「単車利用許可証」の交付を受ける。

使用上の制限

- (1) 交付された「単車利用許可証」を免許証と一緒に常時携帯する。
- (2) 許可された条件以外に使用しない。違反した場合は学校内規に従って特別指導を受ける。交通違反や交通事故を起こした場合も同様とする。
- (3) 友達との間で単車の貸借、売買をしない。

15 四輪免許取得許可条件

原則として四輪の運転免許は取得できない。ただし、就職等に必要な場合もあることを考慮して、下記の条件で自動車学校への入校が認められる。

- (1) 3年次、2学期の定められた期日以降、「自動車学校

入校申し込み書」を提出し、「自動車学校通学許可証」の発行を受ける。ただし、成績不振者は許可されない。

- (2) 原則として進路が内定していること。
- (3) 通学できる自動車学校は、本校指定の学校に限る。
- (4) 免許証は卒業式以後に取得できる。

【自動車学校通学心得】

- (1) 「自動車学校通学許可証」を必ず携帯する。
- (2) 本校の生徒心得及び自動車学校の指示を守り、常に自覚ある行動をとり、学級担任や指導部の指導に従う。
- (3) 自動車学校通学を理由にした欠席、遅刻、早退は一切認められない。ただし、仮免試験および本免試験（自動車学校から正式な連絡があった場合）は原則公欠として認められるが、その場合も学習に支障をきたすことのないよう注意する。
- (4) 入校後、学業成績が不良となった場合および課題などの未提出が判明した場合は、それらが解決するまで通学を停止する。
- (5) 学校行事を優先する。
- (6) 定期考査開始日の3日前から考査終了日の前日までは通学を禁止する。
- (7) 上記に違反した者は、自動車学校の通学を停止する。また、学校内規に従い特別指導を受ける。

16 アルバイト許可条件

- (1) 原則として許可されない。ただし、家庭的、経済的な理由により保護者からの申請があった場合は、別途審議する。基本的に奨学金を受給していることが条件である。
- (2) 就業日数は1週間のうち4日以内とし、帰宅時間は21:00までを原則とする。(但し、学業、学校行事を優先させる。定期考査1週間前は原則禁止)
- (3) 長期休業中は、その期間の2/3を超えない条件で許可する。
- (4) 成績不振者は許可しない。また、許可した者が成績不振となった場合、又は遅刻欠席が増えたなど生活面等で勉学に集中できない状態が生じた場合は許可を取り消すこともある。
- (5) 単車を要する業種、飲酒をともなう接客等生徒にとって好ましくない業種は許可しない。

許可を受ける手続き

- (1) 事前に保護者や学級担任とよく相談し、「アルバイト申請」、「アルバイト許可願」と「アルバイト雇用承諾書」を学級担任に提出し、「アルバイト許可証」の発行を受ける。
- (2) アルバイト実施中は「アルバイト許可証」を必ず携帯する。雇用者側等に迷惑をかけないように、また自身も事故やけがに遭わないよう十分注意する。

- (3) アルバイトが終了したら直ちに「アルバイト許可証」を返却し、「アルバイト報告書」を提出する。

17 携帯電話・通信機能付き腕時計

- (1) **携帯電話校内持込許可願、携帯電話誓約書を提出後、**校内への持ち込みは認める。但し、①電源を切り（マナーモードなども不可）、②鞆に入れ（ポケットの中などに入れた持ち歩きも不可）、③学校敷地内では使用しない。
- (2) 管理は自己責任とし、盗難・紛失について学校は一切責任を負わない。
- (3) インターネットやメールを利用して情報を発信したり受信したりするときは、それによって生じるリスクや社会的責任、さらに法的責任を自分が背負わなければならないことを認識する。
- (4) 通信機能付き腕時計については、校内への持ち込みは認める。但し、学校敷地内では通信機能等使用しないこと。管理は自己責任とし、盗難・紛失について学校は一切責任を負わない。また、考査中の着用は禁止とする。
- (5) 上記(1)の①②③のいずれか一つにでも違反した場合は、指導を行う。

..... **細則**

- 1 上記(1)に関して、緊急時の連絡が必要な場合に限り教員の許可を得て、教員の前でのみ使用を認める。
- 2 違反した場合は、下記のような指導を行う。
 - ① 1回目の違反は学級担任が保護者に連絡し、最低連続7日間以上預かる。クラス担任から嚴重注意のうえ返却する。
 - ② 2回目の違反は、最低7日間以上預かり、保護者召喚のうえ学年主任から嚴重注意をする。
- 3 考査受験中、身につけている（ポケットなどに入れている）こと、及び机の中に入れていることが発覚した場合、不正行為（カンニング）とみなし指導の対象となる。

18 SNSの使用

- (1) 部活動の仲間やクラスの生徒に関することを書きこまないこと。
- (2) 自分や自分以外の人が写っている写真動画を掲載しないこと。
- (3) 人になりすましての情報発信をしないこと。
- (4) 公共のモラルやルールに反することを書き込まないこと。

19 学習用タブレット

(1) 学習用タブレット端末の貸出し

学習用タブレット端末（以下、「タブレット」と呼ぶ）の貸出し期間は、学校からの貸与日から卒業年度の2月末日までとする。

- ・貸与物：iPad本体、カバー兼キーボード、電源ケーブル、電源アダプタ

(2) 学校と家庭におけるタブレットの取扱い

タブレットは利用者が卒業後、次の新生が利用することになるので、大切に扱うこと。

- ・タブレットは、学習活動以外で使用しないこと。
- ・学校と家庭のみの場所で使用すること。
- ・タブレットを友人など他の人に使用させたり、貸し出したりはしないこと。
- ・タブレットが壊れたり、紛失したりしないように気をつけること。

(3) 充電及びインターネット利用について

- ・学校内で整備されている教育用のインターネットを利用できる。タブレットの充電は学校の教室等ではできない。
- ・タブレットを置いている場所から離れるときは、ロッカーや教室に鍵をかけて 盗難や破損の対策をすること。

- ・家庭での充電及びWi-Fiによるインターネット通信の経費は家庭で負担すること。
 - ・家庭でインターネット接続する場合は、自宅で契約しているWi-Fiに接続すること。コンビニ等でのフリーWi-Fi接続は禁止。
 - ・定期的にOSのアップデートやアプリの追加をする作業が必要になる。原則として、作業は先生の指示に従い、自宅で行うこと。Wi-Fi環境がなく自宅で作業ができない場合は、先生へ相談すること。
- (4) タブレットのセキュリティ及び紛失・盗難・毀損等について
- ・タブレットには、不適切なサイトへのアクセス制限するフィルターがかかっている。
 - ・タブレットには、最後にインターネットに接続された位置を特定できる管理ソフトを導入している。
 - ・タブレット（タブレット付属品を含む）に紛失・盗難・毀損及び不具合が発生した場合は、速やかに（クラス担任等）先生へ連絡すること。
 - ・毀損、紛失、盗難が、故意または重大な過失によるものと認められる場合には、原則、利用者（保護者）が費用を負担する。
- (5) クラウドサービスや情報モラルについて
- ・クラウド（Microsoft365）を利用して、データ保存や

読込みが簡単にできるようになる。

- ・クラウド（ID・パスワード）は、厳重に管理すること。
- ・パスワードは、他人から容易に推測できる文字列や連続した文字や数字を使わないこと。
- ・学習活動中は、著作権（の無断使用）や肖像権（無断で個人を撮影したり個人情報を漏らしたりすること）に留意し、他の人の迷惑や心身を傷つけることのないようにすること。